

# 栃木県中学校体育大会拠点校部活動参加規程

## 1 趣 旨

栃木県内の中学生に運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わわせる機会を保障し、各種大会に出場できるようにするためのものである。

運動部活動に参加したい生徒の在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町内の拠点となる学校が受け入れるというものである。学校設置者が事業主体であり、当該中学校校長が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

## 2 事業主体と実施主体

事業主体：市町教育委員会または県教育委員会（以下事業主体とする）

実施主体：公立中学校・義務教育学校

## 3 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

## 4 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

## 5 条 件

- (1) 拠点校として、学校設置者が事業主体であり当該中学校校長が承認したものである。
- (2) 拠点校に参加する各校は、栃木県中学校体育連盟に加盟している。
- (3) 拠点校としての大会参加が、栃木県中学校体育連盟に承認されている。
- (4) 拠点校の引率・監督は、拠点校の教員・部活動指導員・学校設置者承認及び校長承認のある外部指導者とする。

## 6 その他の規定

- (1) 参加承認について、生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。
- (2) 参加申込手続きは代表校（拠点校）の校長が行う。
- (3) 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。
- (4) 各地区中学校体育連盟会長は、拠点校が栃木県中学校体育連盟主催大会に参加する場合、栃木県中学校体育連盟会長へ報告する。**※拠点校【様式1】**
- (5) 拠点校参加規程に問題が生じた場合は、栃木県中学校体育連盟事務局と協議する。なお、規程の見直しについては、理事会にて協議する。
- (6) 本規程以外に他の必要事項がある場合、本連盟の専門部会等で検討し、理事会の承認を得て各専門部大会要項に掲載する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から実施する。